

第5章

施策の推進に向けて

第5章 施策の推進に向けて

第1節 各主体の役割

小郡市食料・農業・農村基本条例第3条から第6条において以下のような、市、農業者及び農業団体の責務と市民、事業者の役割が記述されているため、各主体の責務と役割を果たしながら、力を合わせて施策に取り組んでいきます。

「小郡市食料・農業・農村基本条例」より

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、食料、農業及び農村に関する基本的かつ総合的な施策を推進する責務を有する。

(農業者及び農業団体の責務)

第4条 農業者及び農業団体は、自らが安全な食料の生産者であり、基本理念に示す農村における地域づくりの主体であることを認識し、安全で安心できる農産物を安定的に生産し、収益性の高い、ゆとりある農業経営の確立に向け、創意工夫を生かした効率的な農業生産及び魅力ある農村づくりに主体的に取り組む責務を有する。

(市民の役割)

第5条 市民は、食料、農業及び農村が市民生活に果たしている役割の重要性についての理解と関心を深め、地域で生産される農産物の積極的な消費及び健康で豊かな食生活の実践に努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 食品産業に関わる全ての事業者は、食料、農業及び農村が市民生活に果たしている役割の重要性についての理解と関心を深め、地域で生産される農産物の積極的な利用と消費者への安全で安心できる食料の円滑かつ安定的な供給に努めるものとする。

第2節 計画の推進体制

(1) 小郡市食料・農業・農村政策審議会

計画の進捗状況を学識経験者や各種団体及び関係行政機関からなる小郡市食料・農業・農村政策審議会に報告し、意見及び提言を受けながら推進します。

(2) 明日の小郡の農業を考える会

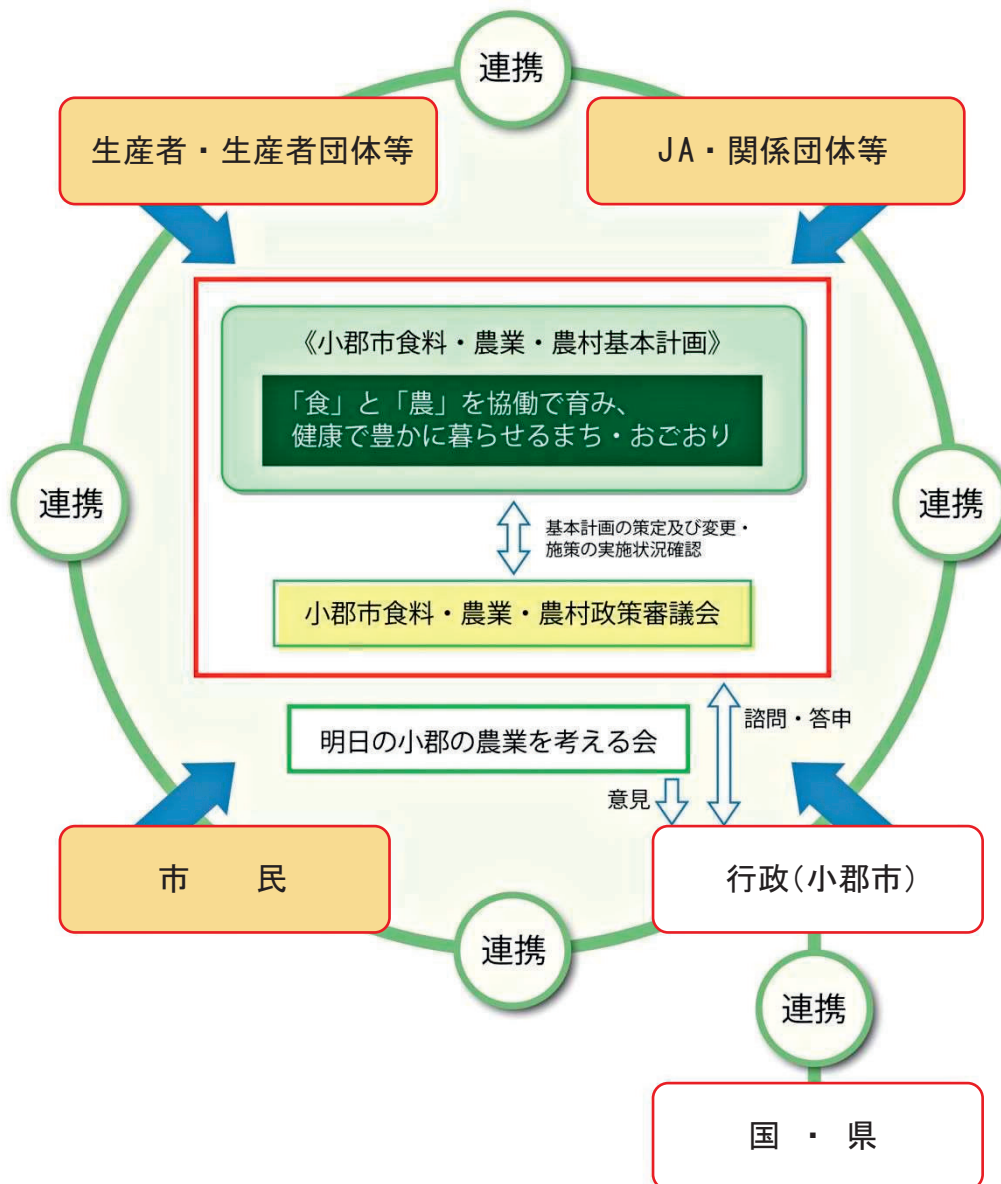
本計画の策定にあたって組織した市民や農業者、農業団体等からなる明日の小郡の農業を考える会を継続し、意見交換をしながら計画を推進していきます。

第3節 計画の進行管理

計画の進行管理は、Plan(計画の策定)、Do(計画の実行)、Check(点検・評価)、Action(改善・見直し)という、PDCAサイクルによる継続的な計画の推進と改善を図りながら行います。

施策・事業等の進捗状況に関する点検・評価は毎年実施するものとし、その成果については小郡市食料・農業・農村政策審議会に報告して、意見を聞きながら改善を図っていき、市のホームページ等で公表するものとしします。

《基本計画の推進体制イメージ》



《計画の進行管理図》

